日調連発第２７６号
令和元年１２月１９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「土地家屋調査士　調査・測量実施要領（第７版）」の運用停止について（通知）

平素から当連合会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、「土地家屋調査士　調査・測量実施要領」（以下「調測要領」という。）については、平成31年3月28日付け日調連発第353号をもって、調測要領（第6版）を全面改訂し調測要領（第7版）として発行する旨通知しましたが、土地家屋調査士法の一部改正に伴う見直しを行い所要の改正が必要であると考えるところから、取り急ぎの措置として、令和元年9月5日付け日調連発第151号をもって調測要領（第7版）の運用を一時停止する旨お知らせしたところであります。

その後、先の第1回全国会長会議で説明しましたとおり、日本土地家屋調査士会連合会会則に位置づけることを想定した「土地家屋調査士職務規程」の設置に向けて同規程の原案を作成しているところであり、調測要領については新たに作成する方向で考えております。

つきましては、調測要領（第7版）につきましては、正式に運用を停止（現行の運用は第6版（平成17年版）となります。）することとしましたので、貴会所属会員への周知方につきまして配意いただきますようお願いします。

なお、同要領（（仮称）第8版）については、調測要領委員会を発足し、令和2年度中の発刊を目途に作成中であることを申し添えます。

以上